

男女の賃金の差異の公表

社会福祉法人三篠会

公表日：2026年 5月22日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	81.5%
常勤	82.9%
非常勤	82.4%

対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金：基本給，時間外，各種手当，賞与等を含み，退職手当を除く

常勤：常勤換算1.0人役の職員

非常勤：パートタイマー，嘱託を含み，派遣職員を除く

※常勤換算はしておらず頭数で算出